

答申第50号

答 申

1 審査会の結論

平成28年6月1日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った情報公開請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月14日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年6月1日付けで「津市補助金等交付規則による補助金交付申請書等の状況報告等 実績報告書 特に（津市たるみ児童福祉会館）（過去5年分）」について、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、開示しない理由を「当該文書は、公文書として作成及び取得していないため、不存在」として平成28年6月14日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年6月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分を取り消し、開示を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、審査請求人に対し、当該審査請求の原因たる公文書を特定するため、平成28年7月1日付けで補正命令を行った。
- (5) 審査請求人は、平成28年7月11日付けで、当該審査請求が平成28年6月14日付け津市指令こ第400号による公文書不開示決定に係るものであるとの補正を行った。

3 審査請求の理由

市は公文書として作成及び取得していないとしているが、存在するのではないか。

4 実施機関の不開示理由説明

公文書として作成及び取得しておらず、不存在であるため。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、津市たるみ児童福祉会館（児童養護施設津市たるみ児童福祉会館及び乳児院津市たるみ児童福祉会館の総称。以下「会館」という。）に対する津市補助金等交付規則（平成

18年津市規則第44号)に基づく補助金等が交付された証となる公文書の存否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。以下「審査会条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関及び審査請求人より口頭による意見陳述を聴し、公文書開示請求書及び審査請求書受付時の状況を事務局から聴取した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 実施機関による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。その要旨は次のとおりである。

ア 会館に対する津市からの補助金について

会館は津市により設置され、指定管理者として社会福祉法人津市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）にその運営を委託しているものである。市の所有する施設の修繕に対して市から補助金を交付するということはありません、したがって、津市から会館に交付している補助金は存在しない。

イ 会館に対して津市から支出されている経費等の状況について

会館に対して津市から支出されている経費等の状況は次のとおりである。

(1) 施設管理委託料

会館への入所は三重県が措置しており、その経費は三重県が交付することになるが、三重県から各施設に直接交付するのではなく、まずは津市に措置費として交付され、その全額を会館の管理に係る委託料として事業団に支払っているものである。

平成27年度の当該委託料は259,633,000円が支出されており、会館拠点区分資金収支計算書の勘定科目のうち、措置費収入及び県受託金収入の合計金額と一致する。

(2) 子育て支援ショートステイ事業業務委託料

当該事業は、養育者の都合により養育が一時的に困難となった児童を養護するものであり、津市と事業団との間で子育て支援ショートステイ事業業務委託契約を締結している。

契約金額は、2歳未満児1人1日10,700円、2歳以上児1人1日5,500円として、実績に応じた委託料を支出しており、平成

27年度の実績は640,500円である。会館拠点区分資金収支計算書の勘定科目のうち、ショートステイ受託料収入1,351,000円に含まれており、この津市の契約実績と会館の収入額との差額は、事業団が県内他市町とも津市と同様の契約を締結しており、それらの受託料収入が含まれていることから生じるものである。

ウ 会館の施設修繕費について

1件当たり10万円未満の修繕については、施設予算の施設維持管理費から支出し、1件当たり10万円以上の修繕については、津市の予算にて対応することを基本協定書において定めている。

(2) 審査請求人による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、審査会条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人による口頭の意見陳述を聴いた。その要旨を次のとおりである。

ア 会館は職員トイレ等の施設修繕を行っており、修繕に係る経費は津市から支出されているはずで、その経費は補助金として支出されていると考えている。

イ 会館運営資金は、補助金以外にも措置費等の科目があることを把握している。

ウ 本件開示請求では「津市補助金等交付規則による」との記載を行っているが、補助金に限定した公文書ということではなく、その本意は、会館の修繕を行うための原資として、津市からどのように公金が支出されているのかを確認したいという点にある。

(3) 公文書開示請求及び審査請求時の状況

当審査会は、本件開示請求及び審査請求時の状況について事務局に確認を行った。その要旨は次のとおりである。

ア 本件開示請求時の状況

市役所本庁舎7階情報公開室において、総務部総務課文書・公開担当主幹が審査請求人から本件開示請求を受け付け、直ちに実施機関であるこども支援課に請求内容について確認を行った。

実施機関によると、委託料の支出はあるものの補助金の支出はないとのことであり、その旨を審査請求人に伝達したところ、補助金はあるはずだから補正は行わず、そのまま請求するとのことであった。

イ 本件審査請求時の状況

市役所本庁舎7階情報公開室において、総務部総務課文書・公開担当

主幹が審査請求人から審査請求書を受領した。

不開示決定とされた内容について実施機関から説明を受けたか否かについて審査請求人に確認を行ったところ、説明は受けていないとのことであった。当案件については、実施機関及び審査請求人が協議の場を持つことにより、要望する公文書が特定できる可能性が高いと考えられたことから、その機会を持つことを促したところ、補助金は交付されており、話し合いをする必要はないとの明確な意思表示があったため、審査請求書受理に必要な補正を求めた上で受付を行った。

(4) 当審査会の判断

本件は、審査請求人により、津市が会館に対して交付したとの主張がされた補助金に係る公文書の開示請求に対して、補助金交付の事実がないため、公文書不存在として公文書不開示決定を行ったものである。

当審査会は、津市から会館に対して交付している補助金は存在していないことを確認するとともに、本件処分の妥当性について検討した。

審査請求人によると、本件開示請求の本意は、補助金に限らず、施設修繕のために支出された経費に係る公文書について開示を求めたものであるとのことである。

しかしながら、本件開示請求書には、開示請求の対象文書につき「津市補助金等交付規則による補助金交付申請書等の状況報告等 実績報告書 特に（津市たるみ児童福祉会館）（過去5年分）」として、津市補助金等交付規則による補助金に係る書類に限定した記載が明確にされており、実施機関としては、審査請求人が意見陳述で明らかにした意図をその文面から読み取ることは極めて困難であったと思料される。ゆえに、実施機関が公文書不存在とした本件処分は妥当であると解する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、本件開示請求、本件審査請求等の受付時に対応に当たった市の担当職員は、本件開示請求書に記載された内容の公文書は存在しない旨を伝えた上で、審査請求人の意図が本件開示請求書に正しく反映されているかにつき意思確認を試みている。しかし、審査請求人がその協力に努めた様子は認められない。当審査会としては、公文書開示請求において、公文書の特定を容易にするため必要な協力を行うよう定めた条例第6条第1項に規定する開示請求人の協力義務に留意されることを希望するものである。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年　　月　　日	処　理　内　容
平成２８年　８月　８日	諮問書の受付
平成２８年　９月２１日	諮問案件の審議並びに審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成２８年１０月３１日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏　　　　　名
会　長	村　田　　　裕
副会長	内　田　典　夫
委　員	石　田　美　穂
委　員	高　橋　秀　治